

## 東京都バス運行対策費補助金交付要綱

13都市施調第384号  
平成13年10月12日  
改正14都市基調第267号  
平成14年7月9日  
改正15都市基調第279号  
平成15年7月9日  
改正18都市基調第182号  
平成18年8月3日  
改正19都市基調第232号  
平成19年7月24日  
改正20都市基調第260号  
平成20年7月15日  
改正21都市基調第683号  
平成21年11月10日  
改正23都市基調第571号  
平成23年12月6日  
改正24都市基調第704号  
平成24年12月27日  
改正2都市基調第619号  
令和2年12月8日  
改正3都市基調第585号  
令和3年12月1日

この要綱に基づき交付する補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

### （目的）

第1条 地域間幹線系統確保維持費補助金（以下「補助金」という。）は、過疎現象等による輸送人員の減少のため、地域住民の生活に必要なバス路線の維持が困難となっている路線に対し、生活交通路線の確保対策の一環として、広域的・幹線的なバス路線の運行を維持するために助成するものであり、もって地域住民の福祉を確保することを目的とする。

### （定義）

第2条 次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### 一 補助対象地域

西多摩及び八王子西部地域

#### 二 地域間幹線系統確保維持協議会

補助対象地域における生活交通路線の確保のため、東京都（以下「都」という。）が主体となり、国、関係市町村、関係事業者等の構成員によって設置されるものをいう。

#### 三 生活交通路線

地域間幹線系統確保維持協議会（以下「協議会」という。）において地域住民の生活に必要な旅客自動車運送の確保のために、維持・確保が必要と認められ、東京都知事（以下「知事」という。）が指定し、かつ、次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。

（イ）複数市町村にまたがるもの

（ロ）キロ程が10キロメートル以上のもの

- (ハ) 1日当たりの輸送量が15人から150人までのもの
- (ニ) 1日当たりの運行回数が3回以上のもの。ただし、協議会が認めた場合は、平日1日当たりの運行回数が3回以上のものとする。
- (ホ) 別表1に定める西多摩地域広域行政圏に位置する市町村で総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、生活基盤が整備されていると協議会が認めたもの
- (ヘ) 経常収益が経常費用の20分の11以上の路線又は経常収益が経常費用の20分の11に満たない路線で、市町村が補助することにより経常収益が経常費用の20分の11に相当する額に達するもの

#### 四 乗合バス事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業（以下「乗合バス事業」という。）を経営する者をいう。

#### 五 補助対象期間

補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間をいう。

#### 六 輸送量

次式によって算出された数値をいう。

$$\text{平均乗車密度} \times \text{運行回数}$$

#### 七 地域キロ当たり標準経常費用

乗合バス事業の運賃原価算定基準（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針（平成20年6月27日付国自旅第116号）に基づく基準）を準用して算定された補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の当該補助ブロックを含む地域の実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用を基礎として、次式により計算して得られた額をいう。

$$\text{地域実績キロ当たり標準経常費用} \times \left( 1 + \frac{\text{地域の過去3年間の平均増減率}}{2} \right)$$

#### 八 乗合バス事業者キロ当たり経常費用

補助対象期間の乗合バス事業者の経常費用を補助対象期間の実車走行キロ数で除した1キロメートル当たりの経常費用をいう。

#### 九 補助対象経常費用

第7号の地域キロ当たり標準経常費用と前号の乗合バス事業者キロ当たり経常費用とを比較し、いずれか少ない方の額に補助対象運行系統の実車走行キロ数を乗じて得た額をいう。

（地域間幹線系統確保維持計画の作成）

第3条 補助金を受けようとする乗合バス事業者は、協議会における協議結果を踏まえ知事が策定する地域間幹線系統確保維持計画に記載する事項に関する資料を提出するものとする。

2 前項の規定は、知事が地域間幹線系統確保維持計画について、生活交通路線を追加又は収支改善計画策定路線の改善方針を変更しようとするときも同様とする。

（地域間幹線系統確保維持計画の実施）

第4条 地域間幹線系統確保維持計画が計画どおり実施されないために、生活交通路線の確保に支障が生じるおそれがあると認められるときは、知事は、乗合バス事業者に対し、その実施のために必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 知事は、乗合バス事業者が前項の求めに係る措置を講じていないために補助金交付の目

的達成が困難となると認めるときは、補助金の全部又は一部の不交付の措置をとることができる。

(補助金の交付対象地域)

第5条 補助金の交付対象地域は、第2条第1号に定める補助対象地域とする。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、次条第1項の補助事業に係る補助対象経費の2分の1に相当する額とする。

(補助事業の基準)

第7条 補助金の交付対象となる補助事業は、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

- 一 補助対象路線は、生活交通路線であって、補助対象期間に当該生活交通路線の運行によって得た経常収益の額が同期間の当該生活交通路線の補助対象経常費用に達していない額とする。
- 二 補助対象経費の額は、補助対象経常費用と経常収益との差額とする。ただし、他の運行系統との競合区間の合計が50パーセント以上の生活交通路線であって、当該競合運行系統の輸送量の和が1日当たり150人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。

$$\left( \frac{\text{当該生活交通路線の補助対象経常費用と経常収益との差額} \times \text{当該生活交通路線の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該生活交通路線の総キロ程}} \right)$$

- 三 補助対象経費の額は、平均乗車密度が5人未満の生活交通路線については、当該運行系統の1日の輸送量を5人で除した数値(端数切捨て)を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。
  - 四 補助対象経費の額は、補助対象経常費用の20分の9に相当する額を限度とする。
- 2 補助対象路線の要件成否の決定は、当該補助対象期間の末日における状態に応じて決定するものとする。
- 3 補助対象事業者は、乗合バス事業者であって、協議会の結果に基づいて知事が別に定める一定の要件の下で、最も少ない補助金で生活交通路線を運行するものを選定する。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、第1号様式による地域間幹線系統確保維持費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて補助金の交付を受けようとする会計年度の1月30日までに知事に提出するものとする。

- 一 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- 二 第1号の2様式による補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る。)
- 三 その他知事が必要と認めるもの

(補助金の交付決定及び額の確定等)

第9条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは補助金の交付の決定及び額の確定を行い、第2号様式による補助金の交付の決定及び額の確定通知書をもって、当該申請者にその旨を通知する。

(補助金の経理等)

- 第10条 補助金の交付を受けた乗合バス事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。
- 2 乗合バス事業者は、前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(補助金の交付の取消し及び返還)

- 第11条 知事は、補助金の交付を受けた乗合バス事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
- 一 この要綱の規定に違反したとき。
  - 二 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
  - 三 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

附 則 (平成13年10月12日13都市施調第184号)

- 第1条 この交付要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成12年10月1日から平成13年3月31日までの補助対象期間に係る第2種生活路線に対する補助金については、「平成13年度地方バス路線維持費東京都補助金交付要綱」に基づいて補助するものとする。
- 3 平成13年度の補助対象期間は、平成13年4月1日から9月末日までの6ヶ月間とし、都と市町村の負担については別途調整する。

(令和2年度における補助金の特例)

- 第2条 令和2年度における補助金の交付については、協議会において地域住民の生活に必要な旅客自動車運送の確保のために、維持・確保が必要と認められ、知事が指定した路線であって、第2条第3号(イ)から(ホ)までの要件を満たし、かつ、経常収益が経常費用の20分の11以上の路線又は経常収益が経常費用の20分の11に満たない路線で、市町村が第3条第1項の地域幹線系統確保維持計画において計画した負担額以上の補助を行うものについては、第2条第3号の生活交通路線とみなして、この交付要綱の規定を適用する。
- 2 前項の場合におけるこの交付要綱の規定の適用については、第7条第2項中「当該補助対象期間の末日における状態」とあるのは「第3条第1項の地域間幹線系統確保維持計画において計画した当該補助対象期間の末日における状態」と、第8条中「補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日」とあるのは「令和2年12月31日」とする。

(令和3年度における補助金の特例)

- 第3条 令和3年度における補助金の交付については、協議会において地域住民の生活に必要な旅客自動車運送の確保のために、維持・確保が必要と認められ、知事が指定した路線であって、第2条第3号(イ)から(ホ)までの要件を満たし、かつ、経常収益が経常費用の20分の11以上の路線又は経常収益が経常費用の20分の11に満たない路線で、市町村が第3条第1項の地域幹線系統確保維持計画において計画した負担額以上の補助を行うものについては、第2条第3号の生活交通路線とみなして、この交付要綱の規定を適用する。
- 2 前項の場合におけるこの交付要綱の規定の適用については、第7条第2項中「当該補助対象期間の末日における状態」とあるのは「第3条第1項の地域間幹線系統確保維持計画において計画した当該補助対象期間の末日における状態」と、第8条中「補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日」とあるのは「令和3年12月31日」とする。

附 則 (平成14年7月9日14都市基調第267号)

この交付要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年7月9日15都市基調第279号)

この交付要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年8月3日18都市基調第182号）  
この交付要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月24日19都市基調第232号）  
この交付要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月15日20都市基調第260号）  
この交付要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月10日21都市基調第683号）  
この交付要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月6日23都市基調第571号）  
この交付要綱は、平成23年12月6日から施行し、平成23年4月1日に遡及して適用する。

附 則（平成24年12月27日24都市基調第704号）  
この交付要綱は、平成24年12月27日から施行し、平成24年4月1日に遡及して適用する。

附 則（令和2年12月8日2都市基調第619号）  
この交付要綱は、令和2年12月8日から施行し、令和元年10月1日に遡及して適用する。

附 則（令和3年12月1日3都市基調第585号）  
この交付要綱は、令和3年12月1日から施行し、令和2年10月1日に遡及して適用する。